

# 平成28年第1回定例会（3月）一般質問

## （1）適正な公共調達について

### 1.一般廃棄物収集処理および衛生センター維持管理業務に関する、事実と認識の確認

○ 議長 堀 広一 順番4 宮下裕美子議員、発言願います。

○ 議員 宮下 裕美子 通告書に従い一般質問を行います。最初は、適正な公共調達についてです。私は、昨年9月の決算特別委員会そして12月の第4回定例会一般質問で、ごみ処理に係る30年間に及ぶ一者特命随意契約とその関連としての4tトラックについて質問を重ねてきました。事実が明らかになった部分があれば、曖昧な点、誤認されている点などがあり、まだ、全容は見えません。その点について、(1)の質問として確認して行きます。ですが、まず、なぜ、私がこの過去の事実こだわるのか、その点について、説明して行きます。出発点は、公共調達です。公共調達とは、町が行う工事や委託事業のことで、その財源は税金です。一人ひとりの町民や国民から集めた血税が使われています。だからこそ、その使い道が公平で公正なのか。あるいは、血税が有効に使われているのかがとても重要になります。そのことの認識は、予算を立て執行する町側に必要であると共に、それを審議承認している私たち議会議員にも必要なことです。昨年9月、決算特別委員会でのごみ処理関係に関する些細な質問がきっかけとなり、実態を調べれば調べるほど疑問や問題点が浮上してきたことは、ここにご参集の皆さんはご承知のとおりであると思います。ここに至るまで私は個人的に調査を進めてきました。その結果、今回の問題は、単なる職員個人の間違いや勘違いに近因する問題ではなく、役場組織の仕組みや体質に根ざした奥深いものだと感じるようになりました。もし、この問題が単独の案件ならその問題点を取り除けば解決できたと言えるでしょう。例えば、これまで話題の中心であった一般廃棄物収集処理及び衛生センター維持管理業務については、平成27年度からは入札に移行し、30年間の一者特命随意契約も不自然な購入方法をした4tトラックも既に過去のものとなっています。今は問題そのものが存在しないのだから追及する必要もないし、過去をほじくり出しても何もならないという考え方が成り立ちますし、現にそう考えている方もいると思います。しかし、町の仕組みや体質が問題の本質なら、何も解決できていないと言えます。この問

題が役場組織の仕組みや体質に関係するなら、その要因をつかむことは重要  
です。この際、思い違いや見過ごしを徹底的に検証し、本来の行政があるべ  
き姿に戻す良い機会にしなければなりません。このように、今この時期に事  
実と向き合うことは、公共調達に係わる全ての改善につながることを考えま  
す。ということで、ここから具体的な質問に入っていきます。通告書には、7  
つの点で詳しく書いていきましたので、それを参考にさせていただきながら、  
私が聞きたい特に強調したい要旨についても、説明させていただきます。こ  
れから質問していくわけですが、これを一つずつきちんと聞くことで、この  
問題が職員個人の間違いや勘違いに近因したものなのか、あるいは、役場組  
織の仕組みや体質に根ざしたものなのか、はっきり分かると思います。それ  
では、具体的な質問、1点目です。随意契約と一者特命随意契約の違いについ  
て、この二つは、共に随意契約という文言が入っているので混同されがちで  
すが、法令上は明確に区分されています。前回の答弁で町長が一部勘違いさ  
れているように感じたので、どう認識されているのか、説明していただきた  
いと思います。その際、法令をただ読み上げるようなことはせずに、一般町  
民にも分かるように説明していただけたらと思います。2点目です。町所有車  
両と業者所有車両の、経費負担と事故時の責任所在について、町所有車両と  
は2tトラックとパッカー車、業者所有車両とは4tトラックのことです。前回  
答弁で町長は「町所有車両と業者所有車両の明確な違いは、事故等が起きた  
ときに保険料は町が支払うにしても、その責任所在は業者が持つ。」と言わ  
れました。実際、町所有の2tトラックもパッカー車も業者所有の4tトラック  
も任意保険は全て町が保険料を委託料に含めて支払い、業者名義で入ってい  
ます。事故が起きたときについて言えば、町所有車と業者所有車の明確な差  
はないのではないのでしょうか。その点の説明をお願いします。3点目です。  
4tトラック購入方法について、前回答弁で、財政支出平準化を目的にこうい  
う買い方をしたという説明がありました。財政状況が悪いときに財政支出の  
平準化を行うことは十分考えられますが、その方法として単年度委託契約の  
相手に新車を買わせ、その経費を5年分割にして補填する買い方は正当なのか  
どうか。それが可能と考えたのは、一者特命随意契約が前提であり、5年間契  
約先を変えないことの担保ではなかったのか。そのように疑問が湧いていま  
す。もしも入札なら毎年のように契約相手先が変わることも有り得ます。委  
託業者が変わるリスクを考えれば、このような方法は回避するのが一般的で  
す。そうでなければ長期契約することになるでしょう。それなのにこのよう

な買い方をしたとなれば、一者特命随意契約によって単年度契約にも拘わらず長期間同じ業者と契約する申し合わせがあったのではないかと勘繰ることもできます。この前は、事実だけはそうではないということでしたので、納得できる説明をお願いします。4点目です。燃料費の見積方法、および、精算行為を行わなかったことの正当性について、12月の一般質問で私は、情報公開で取り寄せた委託業務発注決議書積算内訳の資料を使い、燃料費の積算方法について質問しました。その時、住民課長は「燃料費について、平成23年度からは、業者からの参考見積りに前年度実績も勘案して算定している。」とだけ答弁しました。私が皆さんに配布した資料には、燃料代3台分、あるいは、燃料代フォークリフト分と記載されていましたが、そのことには何も触れていませんでした。一方、9月の決算委員会で、燃料費に関する笹木議員からの質問に対して、同じように住民課長は次のような内容の答弁をしています。「平成26年度の燃料費の設計は、2tトラック、4tトラック、パッカー車の収集車3台分の他にバックホー、タイヤショベル、フォークリフト、トラッシュローダーと他の燃料費も入っている。燃料費は軽油の設計で金額は287万2,800円。」それから、精算についても答弁しています。「平成26年度の実績が業者から提出されており、先ほど言った7台分を支払っております。金額については、350万円程度ということで、設計が287万円ですが、業者が積算しなくていいということで、精算しないまま終了している。」つまり、平成26年度は、7台分の燃料費として実際は350万円掛かったけれど、町の予算では287万2,800円しか見ていなかったから、不足分60万円は業者が損をして支払っていると説明しました。ここから先は細かい話ですので、注意して聞いていただきたいのですが、この二つの答弁を比較すると矛盾が生じてきます。情報公開で取り寄せた積算内訳では、平成25年度までの燃料費の項目は、3台分(軽油)あるいはフォークリフト分(ガソリン)と明記されていました。確かに平成26年度では、その記述がなくなりましたが、それまでの3台分から7台分に設計変更したというのであれば、予算そのものが16万円程度しか増えていなかったのです。理屈に合わないと思います。12月の一般質問で私が燃料費について質問したときに、そういう大きな変更があったということも全く伝えられませんでした。それから、資料の中身について訂正するとすれば、フォークリフトは軽油にも拘わらず積算内訳にもフォークリフト分(ガソリン)とずっと記載されていました。そのことの訂正もありませんでした。それから、精算していないという点でも疑問があります。設計287

万円に対して実際に掛かったのが350万円、その差額60万円ほどあるわけですが、業者が精算しないでいいと言って被ったという点です。必要経費として支払われるべき60万円を業者が損をしてもいいというのは、どうしても解せませんので、その点、納得できる説明をお願いします。5点目です。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を随意契約の根拠としましたけれども、平成27年度には入札に移行したということで、このことの整合性について、お伺いします。一者特命随意契約を30年間行ってきたことを問うた前回の一般質問の答弁で、町長は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を随意契約の根拠の一つにしました。その時に「この法律が経済性よりも業務の正確さを有していると解される。」と説明し、事例も上げました。この時の論理展開は「競争入札にすると業務の正確さが損なわれる。だから、随意契約でなければならない。」というものだったと、私は理解しました。この論理展開で随意契約を肯定すると、平成27年度からの入札に移行したときの整合性が取れなくなってしまうと考えますので、その部分の整合性について説明をお願いします。6点目です。行政手続きとしての書類の整備、12月の一般質問で「一者特命随意契約の要件を満たすためには、この事業を請け負える業者が富士工業一者しかないことを証明する必要がある。」と言ったことに対して、町長は「南空知の業者に確認をした。ただし、その時の書類はない。」と答弁しました。行政手続きを行う上で、書類が整備できていないことに問題はないのか。はなはだ疑問です。私たちが行政に手続きを行うときは、書類の不備があれば物事は進みません。例えば、税金の申告でさえも領収書がなければ経費として扱ってもらえないなど、身の回りでそういう事例はたくさんあると思います。行政手続きとして書類が整備できていないことは、瑕疵に当たると考えますが、町長の認識をお願いいたします。7点目です。決裁印の意味と責任について、公文書には必ず決裁印が押してあります。前回の一般質問で「特命理由の中に4tトラックの償却期間5年間があるから。」という記載があったわけですが、それに対して町長は「係の他に係長、課長補佐、課長、そして副町長、わたしと全部のハンコが押してあるわけでありまして、このことの確認をしっかりとしなかったという点についてはお詫びをしなければならない。」と答弁していました。お詫びをするとかではなく、ただ、お詫びをしなければならないということで、事実を確認しただけだったので。文書の中身を確認したのか。しなかったのかは、個人に近因することになってしまいましたが、決裁印を押したとなれば、それに伴う責任が発生する

というのは、一般常識ではないでしょうか。そのために管理職手当があり特別職がいるのではないかと考えます。組織としての業務を行っている以上、その中で何か問題が起きた場合は、職責に応じた責任が発生すると考えていますが、いかがでしょうか。以上、7点について、質問いたします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 ただ今の質問の中で、9月の決算委員会、12月の定例会で、課長答弁等に関する質問があり、今回の質問で確認していませんでしたので、私が用意してないところについて対応するため課長補佐もしくは担当を議場に入れたいので、許可いただきたいのですが、よろしいでしょうか。そして、その部分については、私ではなく、課長より答弁させます。

○ 議長 堀 広一 質問もかなり細かい部分に渡っていますので、許可します。入場を認めます。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 議長に担当職員を議場に入れていただいた判断については、感謝申し上げたいと思います。一つひとつ誠実に答えて行きたいと思っています。最初に随意契約と一者特命随意契約の違いについてであります。町長はそこを誤認しているのではないかということでした。12月にお答えしましたが、もう一度、私から発言させていただきます。随意契約を行うことができる場合として、契約業務の性質又は目的が競争入札に適さないものについて契約するとき、地方自治法第234条第1項地方自治法施行令第167条の2第1項第2条は、随意を行うことができるとされており、また、月形町財務規則第140条の2第1項では、随意契約に付するときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないとされていますが、ただし書の規定で、1人の者から見積書を徴するものとしている事項に、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときが規定されています。今回の塵芥収集処理及び衛生センター維持管理業務は、収集業務や衛生センターの適切な管理を実施するため、業務の確実な履行を重視し道路網や収集日、収集時間、分別区分を熟知しており、収集所の清潔さへの配慮等についても十分な能力を有しており、業務の実行性という点から月形町財務規則第140条の2第1項第1号の契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるときに該当するとして、随意契約の中の一者特命随意契約としてきました。あくまでも、ご質問の随意契約と一者特命随意契約の違いですが、法律に基づいた随意契約において一者特命随意契約は、町の財務規則に諮り一者を特命として契約する

契約方法となります。2点目、町所有車両と業者所有車両の、経費負担と事故時の責任所在ですが、これについても昨年の第4回議会定例会の一般質問でもお答えしましたが、経費負担については町所有車両及び業者所有車両共に業務の中で収集運搬に掛かる費用は原則的に委託料の積算に含めております。ただし、業者所有車両の修繕料については、業者の責任で修繕を行うこととなります。事故時の責任所在については、町所有車両は町がその賠償責任を負うものですが、業者所有車両は業者所有車両となるために業者が賠償責任を負うこととなっています。町所有車両の貸与車についても、任意保険料を委託料の積算に含め業者が任意保険を掛けることになってはいますが、この場合の事故時の責任については、第一義的には事故を起こした業者に責任がありますが、町所有車両を貸与しているものですから、所有者責任は月形町が負うものであります。町所有車両と業者所有車両には、経費負担について明確な違いはありませんが、前回は答弁したとおり、事故時の責任は、業者が賠償責任を負う点が相違点であります。3点目、4tトラック購入方法ですが、4tトラックについては、業者が配置する車両として契約書に規定し、その償却費相当額を委託経費に算入しているものです。これは、受託事業者が委託業務を遂行するための車両を確保するため事業者には過度の支出を強いることを緩和するためであり、あくまで業者の車両を使用するための償却費相当額の支払いということで、経費の補填という認識はございません。契約仕様書の中で、収集車両は新規購入後5年間で償却するとの条項がありますが、単年度の委託契約において複数年の支払いを約束したのではなく、あくまで単年度ごとに車両を買い上げていく状況のため、その償却費相当額を委託料の算定に含めているということです。今まで複数年においてこの業務に関し随意契約を行い、結果として業者が変更になってはいますが、仮に業者が変更となった場合、単年度契約であるため業者には新たな車両の配置をお願いし、その収集車両の償却費相当額を経費に算入することになっていたかと思っています。前回の答弁の繰り返しになりますが、当時の財政状況を勘案し、いわゆる経費の平準化を求めたものであり、車両購入経費の補填ではないということをご理解いただきたいと思っております。4点目、燃料費の見積り方法、および、精算行為を行わなかったことの正当性ということですが、燃料費の積算方法については、前回答弁したとおり、業者からの参考見積りを積算基準としていましたが、当該年度の積算をする際には、所要見込みの月額金額を算定し、これを基に1年間の積算をしております。予算積算時には、財政当局から指示

のある燃料単価に年間見積数量を乗じて金額を計算し、その金額を月額金額に置き換えて積算していますが、町の積算書には車両台数7台分のところを3台分と誤った記載を長年してきており、この記載誤りについては、事務処理のミスであったと反省するところでもあります。また、燃料費の精算行為を行わなかったことの正当性についてですが、精算を行わなかったことについては、書類整備がなされておらず、行政の事務処理としてはご指摘のとおり不備であり、正当性があると認識しておりません。また、それ以上に町長という立場で考えたとき、事務手続きの不備などについて、指示・指導が行き届かなかったことを、町長として極めて責任を感じているところで、深くお詫び申し上げますところでもあります。5点目、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を随意契約の根拠としたが、平成27年度に入札に移行したこととの整合性ですが、これについても、前回、答弁させていただきましたが、当時は、岩見沢を含めた南空知管内の他の資格を有している業者に確認しても「現時点では自社の管理業務以外の他の施設の業務委託を受託する人員の余裕がない。」との回答があったため、一者特命随意契約としてきたところでもありました。先ほどの質問にそのことの顛末書類がないではないかということですが、これについては、先ほども申し上げたとおり、書類不備については心からお詫び申し上げる次第であります。平成27年度からはごみ処理広域化により収集運搬及び処理体制が大幅に変更となるため、町に指名参加願いの提出のある業者に再度入札可能か確認し、入札を行いました。この入札に当たり、事前に業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づき数社から参考見積を徴収したことから、業者も事業の拡大ができるチャンスと捉え、入札に参加したものと考えられます。繰り返しになりますが、平成27年度予算の特別委員会において、宮下議員から「今年からの契約について、業者の選択はどのように考えているのか。」と質問があり、当時の住民課長が「入札も視野に入れて検討して行きたいと考えています。」と答弁していることから、また、それまで金子議員から「従業員の人たちがあまりにも賃金が安すぎるのではないか。ワーキングプアの問題としても、この業務についての再検討をしてください。」という質問も数度において行われたことがありました。更に平成26年度までと平成27年度からの契約条件は、単年度契約から3箇年契約に移行していること。収集運搬に関して業務内容が大きく変わっていることから、業者も再度受託について検討を行っていただき、今回の入札の実施に至ったと考えています。6点目、行政手続きとしての書類の整備ですが、前回の答弁

で、当時、近隣で受託可能な業者がないことを契約の特命理由にしたことについて、南空知の業者に受託の意向を聞いていながら書類として整備していなかったことなど行政事務として書類の不備があったことは、認めるものであります。行政事務は、多岐に渡り、また、多くの事務処理を限られた人員で行わなければならないため、事務の効率的な処理に注意しつつ今後においてはなお一層、書類整備についての指示・指導の徹底を図り、特に重要な書類の不備などは起こらないように気を付けていくところであります。各担当部署においても、今回のような事例を踏まえ担当が移動したときなどの事務事業の引き継ぎの正確性や全体を通した書類整備の仕方を含め、十分反省しながら見直しを図って行きたいと考えております。7点目、決裁印の意味と責任です。決裁印とは、業務の担当が記入したものをそれぞれの上司が業務等の執行を了承するため、確認の意味を持っております。また、決裁をすることによる責任ですが、それぞれの立場、係長は監督者の立場、課長はその業務の管理者の立場、副町長及び町長の理事者は、その業務の執行者としての立場としての責任があります。今回の業務について平成18年度の特命理由の確認等が漏れていたことなど各立場の者の確認がおろそかになり、結果として本来であれば特命理由とならない理由を記載していたことを、業務執行についてそれぞれ責任がありますが、もっとも業務を知っている担当者がミスをしたとき、上司が確認できていなかったことは、管理監督者としての責任の自覚、意識向上を図るなど、私自身を含め行政手続きに不信感を持たれないよう一層の努力をして行きたいと思っております。今回の事例の事務手続きの不備などについて、指示・指導が行き届かなかったことに、町長として最終事務事業執行権者の役割として、極めて責任を感じており、お詫びすると共に今後においては、しっかりした指示・指導を行って行きたいと考えております。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から真摯な態度で事務処理についてのミスをきちんと認めた上で、今後是对処していくということを伺いましたので、その点、ぜひ、やっていただきたい。7点目の答弁で平成18年度の特命理由等という言い方で、特命理由のことが中心だったように思います。先ほどの答弁をずっと聞いていると、特命理由以上に最も問題だったのは、燃料費3台分という契約をずっとしてきた事務事業のミスの方が大きい、はっきり言って契約書や仕様書など今回取り寄せましたが、ずっと記載が全くなされな



いまま実際は7台分が支出されていた。特にフォークリフトについては、別立てでフォークリフトと書いてあって、そこには先ほども言ったように(ガソリン)と名称が打ってあり、明らかに契約書を作成するときに間違いと分かるようなことでも、全く気が付かないで長年契約してきたというなら、その点は一番の問題になりますので、十分気を付けるというレベルの話ではないと思いますが、契約に係わることなので、その点は、認識していただきたいと思います。何点か今の答弁で気になったことがありますので、もう一度、お伺いしたいと思います。2点目、3点目に関係することですが、4tトラックの購入方法についてあくまで理解したとしても、町所有車両と業者所有車両の事故時の対応について、私はどうしても解せません。先ほど町が所有しているものは、町が最終的な責任を負う。4tトラックは業者所有だから賠償責任があるということですが、任意保険は町が払って基本的には同じです。もし、それを抜いても根本的に所有差があるとしたら、町の業務でごみ収集はパッカー車も4tトラックも町民にとっては、誰が所有しているのか関係なく常時走っているわけです。パッカー車や2tトラックが事故を起こしたときは、町が責任を持ってやるけれど、4tトラックだったら業者責任になる。それは、本来の町の委託業務というのは、発注者責任があるわけですから、そこは全然違う話になります。もしも、4tトラックだけ業者責任と捉えているなら、責任所在が違うものが同じ業務をやる中で、同時並行して存在していることは、行政上まずくないですか。そう考えると、そんな契約にしていること自体がおかしいから4tトラックを業者所有車両から早く町所有車両にした上で貸与するとすれば、同じように扱えるわけですが、それは一切考えないで現状のままずっとやってきた間に事故がなかったから良かったけれど、そういうことが起こり得ることになるのではないか。そこはいかがでしょうか。それについてお答えいただきたいと思います。5点目について、書類の不備があったということでお認めになって、それについてはいいのですが、前回の答弁で一者特命随意契約の要件として南空知の事例を出してきたとき、本来、一者特命随意契約を単年度契約で成立するためには、毎年度の確認が必要だけれど、あの時は「当時、それはしたけれど、書面が残っていない。」という言い方をして、毎年度行っているということは言っていませんでした。だから、そこが問題です。一者特命随意契約を成立するためには、一者でなければならぬ理由をきちんと明記しなければできない。そこが最初に入る一番の随意契約、一者特命随意契約の違いで、先ほど書類が不備だったという

ことはもちろんそうですが、毎回、毎年それをしてきたのかということも問題になりますので、その点もお答えください。4点目が一番重要になるのですが、ずっと3台分と言っていて実際は7台分をやってきたと言いますが、これまで決算特別委員会で笹木議員から3台はどうなっているのかということが何回も出てきて、私もそういう質問をしています。その時になぜ訂正を行わなかったのか。だって3台と7台では全然違うわけです。それが急にここに来て実は7台分だったということになっても、あの時、笹木議員は、例えば270万円、375万円と年度によって違いますが「燃料費3台分ならこんなに掛かるはずがないから、どこかおかしいのではないか。精算しなくていいのか。」と言ったときに「精算はしていなかった。」と言った。あるいはどういう理由だったのかははっきり言わないで、3台分ということは全然、訂正がなかったもので、そういうのが今ここにきて急に7台分ということが出てきて、平成26年度はそこが書いていなかったからといって、それが正当であると言われても、その前にたくさん議論しているわけです。その時に本当にそのようにしているのならそこで訂正などがあってもいいのではないかと思います。私は半年間この問題をやって9月の時に一旦言いましたが、でも、12月の時には全くその話は触れなかったわけです。資料も提出して契約書類にも3台分と書いてあることを指摘しているにも拘わらず、そのことについては何も触れなかったわけです。どうしてもそこは解せないのです。逆に言えば、私は3台分と書いてあったから残り4台分は、別のところに計上されていると思って一生懸命探しました。でも、計上されている形跡もないしどんな経理をしているのだろうとずっと見ていたわけですが、そこも含めて、今まで3点、お伺いしました。4tトラックの保険について、同じ作業をしているのに扱いが違っていていることに対して問題意識はなかったか。本来、一者特命を確定させるために毎年、確認としてやるべきことをきちんとやっていたのか。3台分ではなく7台分ですとやってきたことは、どのようなことだったのか。この3点について、もう一度、お願いします。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 最初に事故時における車両の中で所有車両の違いが事故責任としての分類がおかしいのではないかという質問ですが、私たちが業者に所有してもらったトラックの契約時における事故時責任として会社所有の車両については、自己責任はそちらが持つといういわゆる契約条件になっており、契約がそのような状況になっていますから、そういう判断でやってき

たところですが、ただ、全ての責任において発注者責任がないということではないです。それが一つにはあったということで、ご理解していただきたいと思います。燃料費3台分については、担当から説明させます。

○ 議長 堀 広一 住民課長

○ 住民課長 清水 英俊 燃料費3台分ということで、平成25年度以前については、積算書では3台分ということでしたが、町長の答弁でもありました7台分ということで訂正させていただきたいと思います。決算特別委員会での私の発言ということでした。決算特別委員会の時にも申し上げましたが、笹木委員から「平成26年度について3台分の設計になっている。」という質問があり、先ほど宮下議員からもご指摘があり、当時の説明を申し上げますと、「平成26年度の燃料費の設計は、2tトラック、4tトラック、パッカー車の収集車3台分の他にバックフォー、タイヤショベル、フォークリフト、トラッシュローダーと他の4台分の燃料費も入っています。燃料費は軽油の設計で金額は287万2,800円で設計されています。」ということで、7台分を支払っていると答弁したということで、3台分が7台分ということで説明させていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

○ 議長 堀 広一 町長

○ 町長 櫻庭 誠二 一者特命随意契約を続けていくための理由書の中で、いわゆる近隣町村を調査した結果として業者がいないと文言を記載したのは、平成22年度からです。今、職員に確認したところ、平成21年度末に一度南空知の業者の皆さんに確認したということで、それから同じ文言が続いたわけですが、その後、確認はしていないということです。平成25年度末にもう一度確認をして、その時には近隣最終処分場ということでやったということですから、平成23年度から平成25年度は、近隣町村の業者の皆さんに確認行為はしていないということです。平成21年度末、平成25年度末の確認行為についても、書類は残っていないというのが実態であります。

○ 議長 堀 広一 宮下裕美子議員

○ 議員 宮下 裕美子 今、町長から答弁いただきました。休憩前も含めてこれからの話になりますので、私は、これについて、何回も続けながら詳細も含めて一般質問を行ってきました。この問題が契約書のミス、精算行為をしなかったことと様々な展開をしていくわけですが、その一つひとつどこに問題があったかということをしっかり行政の皆さんに認識していただきたい。ただ、事務的ミスと一言で終わるような簡単なものではなく、体質に近因す

るのではないかと思うからこそ、一つひとつ今回はしっかり少ししつこいくらいに調査も行い、その上で認識していただきたいと思ったので、やったわけです。先ほど、住民課長から3台が7台になった理由として、決算委員会での事例をご報告いただきました。ここに議事録があるので少し読ませていただきます。笹木議員が平成20年度のことを聞いたのです。住民課長の答弁として、笹木委員から「平成20年度の資料に燃料費が3台分と記載されている。」ということで、その時は375万円と言っていたと思います。「この記載については、平成20年度から平成25年度まで同様の記載をさせていただいております。今平成20年度の実績の記載が見つからないのですが、支払を確認したところ町の支出はしていない。」と言われて、3台分が7台分であることは全く出てこない。その後、出てくるのは、平成26年度のこととして7台分と言われていますが、先ほどの答弁ですと、ずっと前から3台分ではなくて7台分だったということでした。それを今更元に戻して何とかということではないけれど、本来、ちょっとした指摘があったときに充分調べて、どこかおかしいところはないかと確認すること。あるいは、毎年の契約時に契約書をしっかり見て、そこに誤記はないか、本来あるべきものが記載されていないことがあるかなどチェックをきちんとしていれば防げたことだったのではないかと考えます。それから、精算行為をしていないことは、前回の議会で問題にしました。これについても「していなかった。」という事実の確認だけで終わりましたが、今日の答弁で、平成27年度からの入札について「金子議員から以前から何回も従業員の賃金が安い。」と指摘されて「だからこそ、入札だ。」ということで「それを改善するために入札にした。」と言われましたが、平成26年度で本来町が払うべき必要経費60万円を業者が被って、それを業者側に持たせて、精算すれば本来町が払うべきものであるのに、それを業者側が被ってもよしとしていたら、賃金上がる方向には行かないと思います。払うべきものは払う。それをした上で入札ということになると思いますが、その時の現場、富士工業の事業者に対しては、払うべきものも払わない、精算もしないで余計に燃料費を払わせておき、その改善ということにはならないと思います。これらを総合すると、一者特命随意契約を長年やってきたことにより、長期間同じ業者と大体のような契約書を取り交わし、何の緊張感もなく指摘もなく継続してきたことが、今回の様々な問題点の原因になっていると感じます。月形町には、一者特命随意契約はもうないかもしれないし、随意契約そのものはいくつもあります。あるいは、指定管理者制度に

ついても、指定管理者の指名をほとんどの場合、一者とやるわけですが、そのように様々、そのことがだめであると言っているのではなく、要件をきちんと満たしてやるのはもちろん正当ですが、その際、今回の事例を十分認識した上で、様々なポイントでもう一度、点検し直すことが必要ではないかということに至りました。